香芝市監査委員告示第１０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき執行した監査について、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和４年３月９日

香芝市監査委員　近　藤　　洋
香芝市監査委員　中　村　良　路

第１　香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項の規定に基づく財務監査及び同条第２項の規定に基づく行政監査

第３　監査の対象

市民環境部（市民衛生課）

第４　監査の実施期間

令和３年１２月２４日から令和４年１月２５日まで

第５　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第６　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第７　監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

１　要望事項

（１）　香芝市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、市内の雑草等が繁茂したあき地については、市からあき地の管理者に対して雑草除去の依頼が行

われている。

当該事業において、市内で雑草除去が必要なあき地が概ね特定されていることは、これまでに当該業務を積み重ねて実施してきた成果であるといえる。一方で、雑草が繁茂した状態で放置されているあき地も一部存在していることから、今後は、そういったあき地について、関係自治会と連携をとりながら、その対処方法について模索して、より一層生活環境の向上を図られたい。